

社会福祉法人万葉の里 評議員及び役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人万葉の里（以下「法人」という。）定款第8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員の報酬等）の規定に基づき評議員及び役員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規程において、役員等とは、評議員及び役員をいう。

3 この規程において報酬とは、役員等の勤務の対価として支払われるものをいう。

(役員等の勤務報酬等)

第3条 評議員が理事長の依頼を受けて研修等に参加したとき又は役員等（業務執行理事で職員を兼ねるものを除く。）が法人業務を行ったとき（研修参加を含む。）は、次表に定める日額報酬を支払うことができる。

役 職	勤務時間	報 酬 額	
評議員	理事長の依頼を受け研修等に参加したとき	3,000 円	
理事長	4 時間以上勤務したとき	6,000 円	
副理事長	2 時間以上勤務したとき	3,000 円	
常務理事	7 時間以上勤務したとき	12,000 円	
	3.5 時間以上 7 時間未満勤務したとき	6,000 円	
その他の理事	理事長の依頼を受け 2 時間以上勤務したとき	3,000 円	
監 事	財務管理について 識見を有する者	会計等監査指導日額報酬 理事長の依頼を受け勤務したとき	15,000 円
	社会福祉事業に関し識 見を有する者	事業監査指導日額報酬 理事長の依頼を受け勤務したとき	5,000 円

2 前項の規定により日額報酬を支払うときは、社会福祉法人万葉の里役員に支給する旅費及び費用弁償に関する規則（平成15年1月11日施行、以下「旅費、費用弁償規則」という。）により費用弁償をすることができる。ただし理事長、副理事長及び常務理事については、旅費、費用弁償規則第4条第2項の規定により費用弁償に代えて交通費実費相当額又は定期券の支給をすることができる

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事(理事長、常務理事及びその他の業務執行理事を除く。)が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、又は監事が理事会若しくは評議員会に出席したときは、日額報酬として5,000円を支払うことができる。

2 前項の場合において、旅費、費用弁償規則による費用弁償は行わない。

(理事長等の勤務証跡)

第5条 理事長、副理事長及び常務理事は、勤務証跡資料として、就業管理システムの利用について協力するものとする。

(執行理事手当)

第 6 条 業務執行理事で職員を兼ねるものについて執行理事手当として毎月 5,000 円を支給する。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬に関して必要な事項は理事長が定める。

(改正)

第 8 条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。

(社会福祉法人万葉の里役員等の報酬に関する規程及び社会福祉法人万葉の里監事に支給する報酬に関する規則の廃止)

2 社会福祉法人万葉の里役員等の報酬に関する規程（平成 25 年 10 月 1 日施行）及び社会福祉法人万葉の里監事に支給する報酬に関する規則（平成 19 年 1 月 11 日施行）は廃止する。